

17久保第4952号

平成17年5月24日



各関係機関の長 殿

福岡県久留米保健福祉環境事務所長

(総務企画課企画指導係)



久留米地区健康危機管理体制について

地域保健対策の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り厚くお礼を申し上げます。

さて、健康被害の発生予防及び健康危機発生時における被害拡大防止等を速やかに行うことの出来るよう関係機関の御協力の下、「久留米地区健康危機管理マニュアル」を作成し整備を図っているところです。本マニュアルでは、各機関の連絡窓口一覧を作成しておりますが、市町の合併等により、連絡窓口等について一部変更がありましたので送付します。



久留米地区健康危機管理マニュアル

1 定義

健康危機管理とは、感染症、食中毒、医薬品、毒物劇物、飲料水、その他何らかの原因により生じる県民の生命、健康の安全を脅かす事態に対して行われる健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に関するものをいう。

なお、このマニュアルは、発生原因が不明な場合、及び久留米保健福祉環境事務所内の複数課の所管に属する事件の場合に適用する。

2 体制の整備

県民の健康被害に即応するため、危機管理全般（初動体制、医療体制、検査体制、連携体制）に渡る総合的な関係機関の連絡体制の整備を図るものとする。

3 発生原因等の想定

発生原因が想定される場合については、下記の各事例別のマニュアルにより対応する。

- (1) 感染症が疑われる場合。「福岡県感染症マニュアル」
- (2) 食中毒が疑われる場合。「福岡県食中毒対策要綱」
- (3) 飲料水による健康被害が疑われる場合。「飲料水健康危機管理対策マニュアル」
- (4) 医薬品等による健康被害が疑われる場合。
- (5) 毒物劇物による健康被害が疑われる場合。「毒物劇物関係健康危機管理マニュアル」
- (6) 生物、有害物質等による健康被害が疑われる場合。
- (7) その他原因不明の健康被害がある場合。

4 関係機関

- (1) 福岡県久留米保健福祉環境事務所
- (2) 久留米警察署、小郡警察署、吉井警察署、城島警察署、大川警察署
- (3) 久留米市消防本部、大川市消防本部、三井消防署、浮羽消防署、三潞消防署
- (4) 久留米大学高度救命救急センター
- (5) 久留米医師会、大川三潞医師会、小郡三井医師会、浮羽医師会
- (6) 久留米歯科医師会、大川三潞歯科医師会、小郡三井歯科医師会、浮羽歯科医師会
- (7) 久留米三井薬剤師会、大川三潞薬剤師会、浮羽薬剤師会
- (8) 福岡県医薬品卸業協会
- (9) 医療機関
- (10) 久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町
- (11) 福岡県庁、福岡県警察本部、福岡県健康危機管理連絡会議

5 緊急連絡網の整備（緊急時連絡用マニュアル）

別紙のとおり

6 関係機関の連携

- (1) 健康被害に関する情報を探知した関係機関は、当該情報に伴う対応が想定される他の関係機関に対し、速やかに電話連絡するとともに、健康被害発生連絡表（様式1-1、1-2）に必要事項を記入し、ファクシミリにより伝達するものとする。
- (2) 連絡を受けた関係機関は、必要な情報収集に努めるとともに、相互に情報交換を行うものとする。
- (3) 各関係機関において、健康被害に関する情報についての記者発表等を行った場合は、速やかに他の関係機関に連絡するものとする。

7 会議の開催

平常時は久留米保健所運営協議会救急医療部会（以下、救急医療部会）において健康危機管理問題及びマニュアルの整備等の協議を行うものとする。

但し、地域住民の健康危機が発生し、または発生の恐れのある場合、久留米保健福祉環境事務所長は、必要に応じて、発生原因等の状況に応じた関係機関等から「健康危機管理に関する連絡会議」を召集することができる。会議では次の事項を協議、決定する。

- (1) 関係機関の連絡体制の確認（連絡網・連絡窓口・連絡方法）
- (2) 検査・治療体制及び患者の受入可能状況等の対応
- (3) マスコミ対応方針等の確認
- (4) 他の関係機関への協力要請
 - ・他の保健福祉環境事務所、県関係機関
 - ・管外の救急医療機関
 - ・その他の専門機関
- (5) その他、必要な事項

8 庶務

健康危機管理の庶務は、福岡県久留米保健福祉環境事務所総務企画課企画指導係が行うものとする。

附則

このマニュアルは、平成11年 3月16日から施行する。

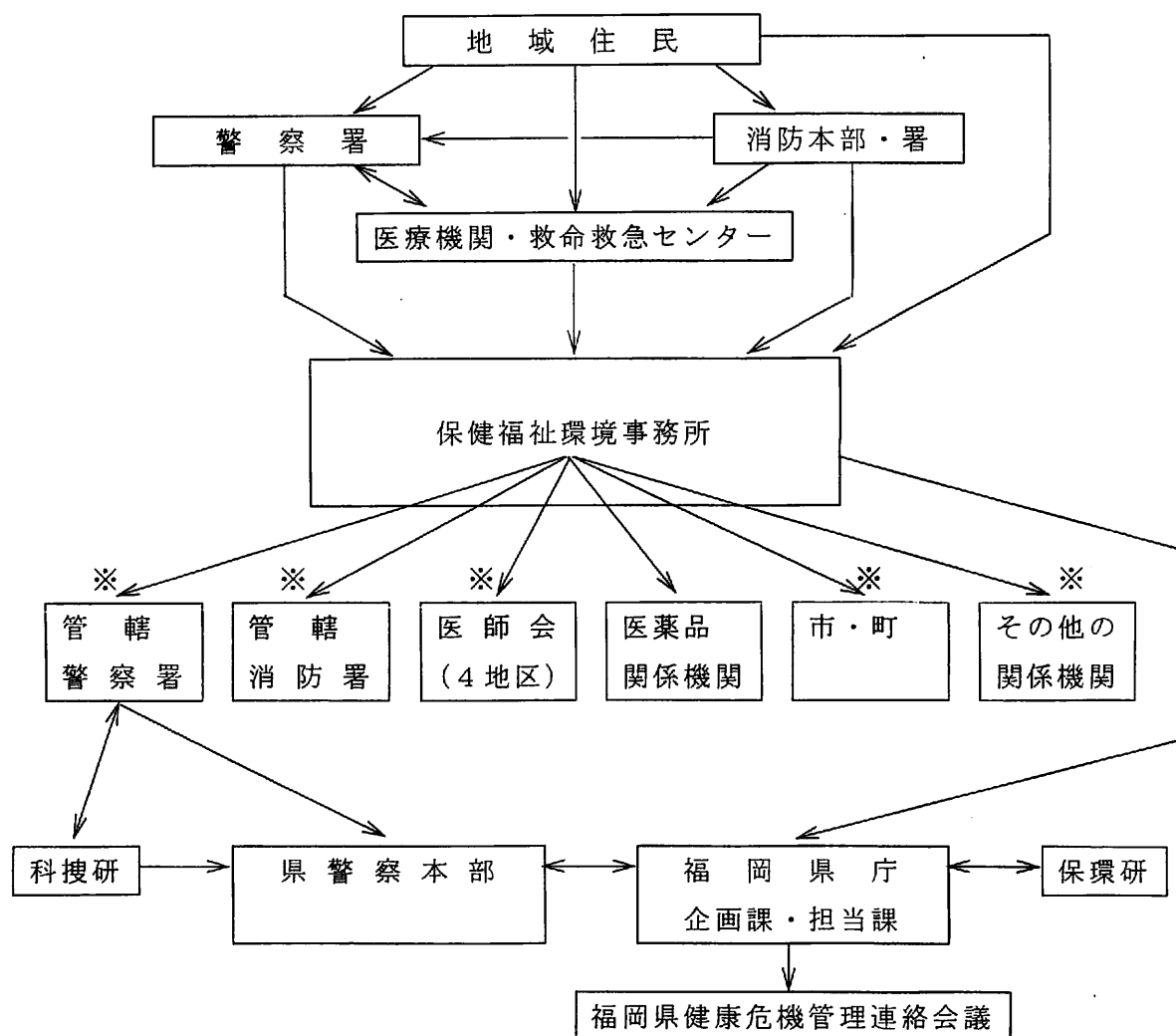
一部改正、平成13年12月21日から施行する。

一部改正、平成17年 3月20日から施行する。

(別紙)

緊急時連絡用マニュアル

1 連絡網（情報の流れ）



※保健福祉環境事務所から各関係機関への情報提供について

久留米保健福祉環境事務所の管轄区域内には、5警察署、5消防本部・署、4医師会、4歯科医師会、3薬剤師会、6市町があるが、情報の提供については、原則として健康被害発生場所の管轄警察署、管轄消防本部・署、当該地区歯科医師会・薬剤師会、当該市町に対して行うことを第一義とし、健康被害が周囲の地域へ拡大するおそれがある場合などは、必要に応じて関係機関と協議の上、周囲の地域の関係機関に対しても連絡するものとする。医師会については4医師会すべてに行うものとする。

隣接の保健福祉環境事務所管轄区域や他県に拡大するおそれがある場合は、県庁を通じて情報提供を行う。

2 連絡を要する場合

- (1) 患者が集団で発生した場合（時間的・空間的）
- (2) 患者が特異的な症状を呈する場合
- (3) 特定の場所において患者が発生した場合
・ 幼稚園・保育園、学校、福祉施設（高齢者・障害児者）、病院等
- (4) 犯罪性が疑われる場合
- (5) 原因が判明した場合
- (6) 治療法が判明した場合
- (7) その他、連絡が必要と判断される場合

3 連絡内容

- (1) 発生場所（住所、電話等）
- (2) 発生時間
- (3) 患者の症状、特異的な症状の有無
- (4) 患者数
- (5) 搬送先の医療機関（住所、電話等）
- (6) 検査の状況（検体の確保及び検査内容等）
- (7) 発生時間の前後に他の地域において類似症例が発生していないかどうか
- (8) その他、必要な事項

4 連絡方法

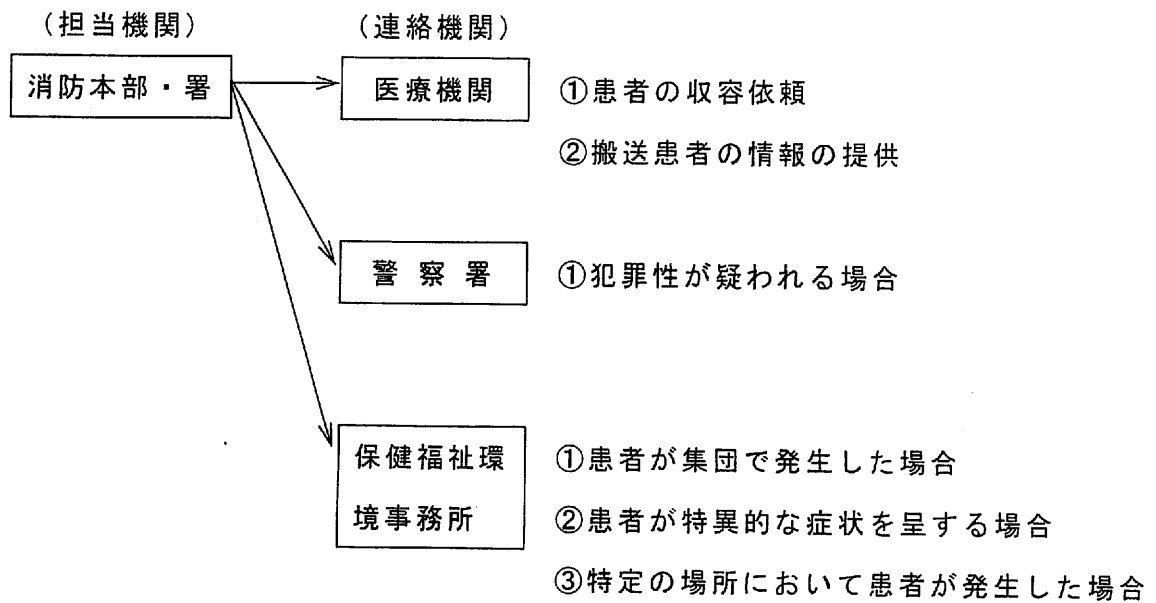
- (1) まず電話で簡潔に要領よく連絡する。
- (2) 健康被害発生連絡票（様式第1号-1、第1号-2）により、ファクシミリで連絡する。

5 検体の確保

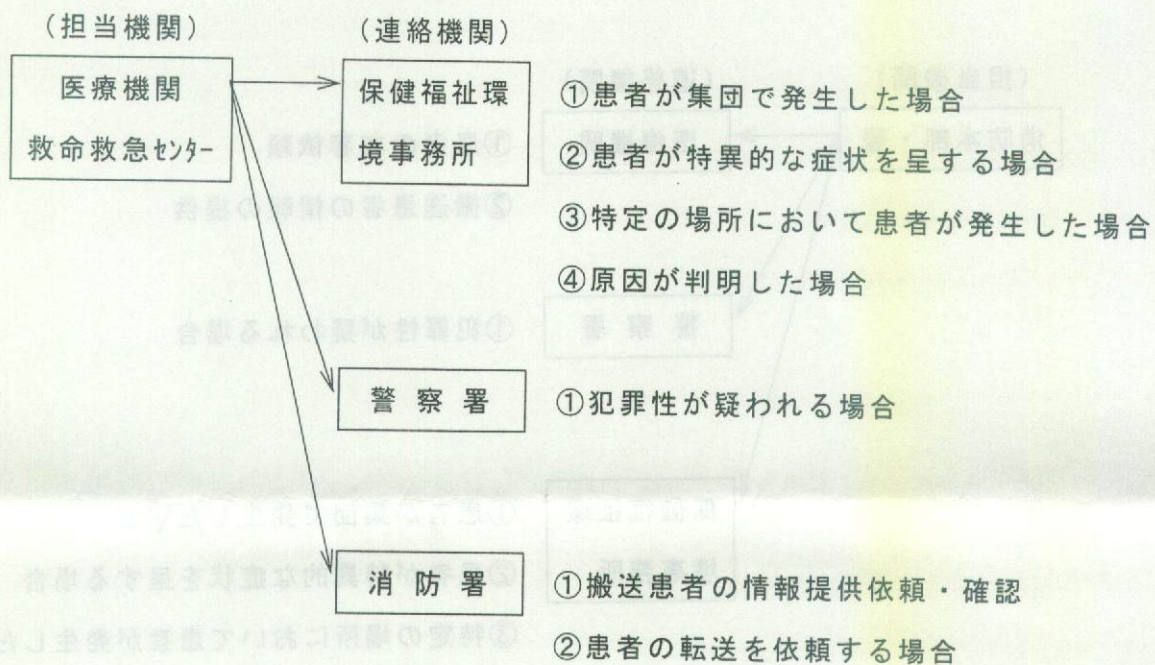
現場に向かった警察署・保健福祉環境事務所職員は、検体（食品の残り、吐物、便、血液の付着した物、その他）が得られた場合はこれを確保しておくこと。また、確保が必要であると判断したときは患者収容先の医療機関等へ直ちに連絡し確保を依頼すること。

6 各機関別の連絡を要する場合の想定

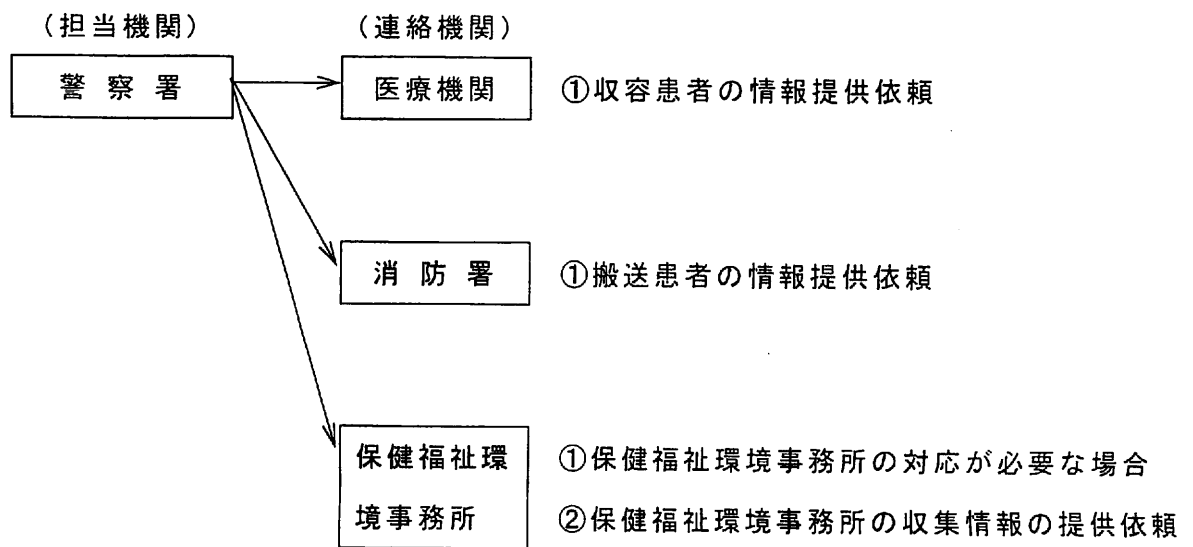
(1) 消防本部・署



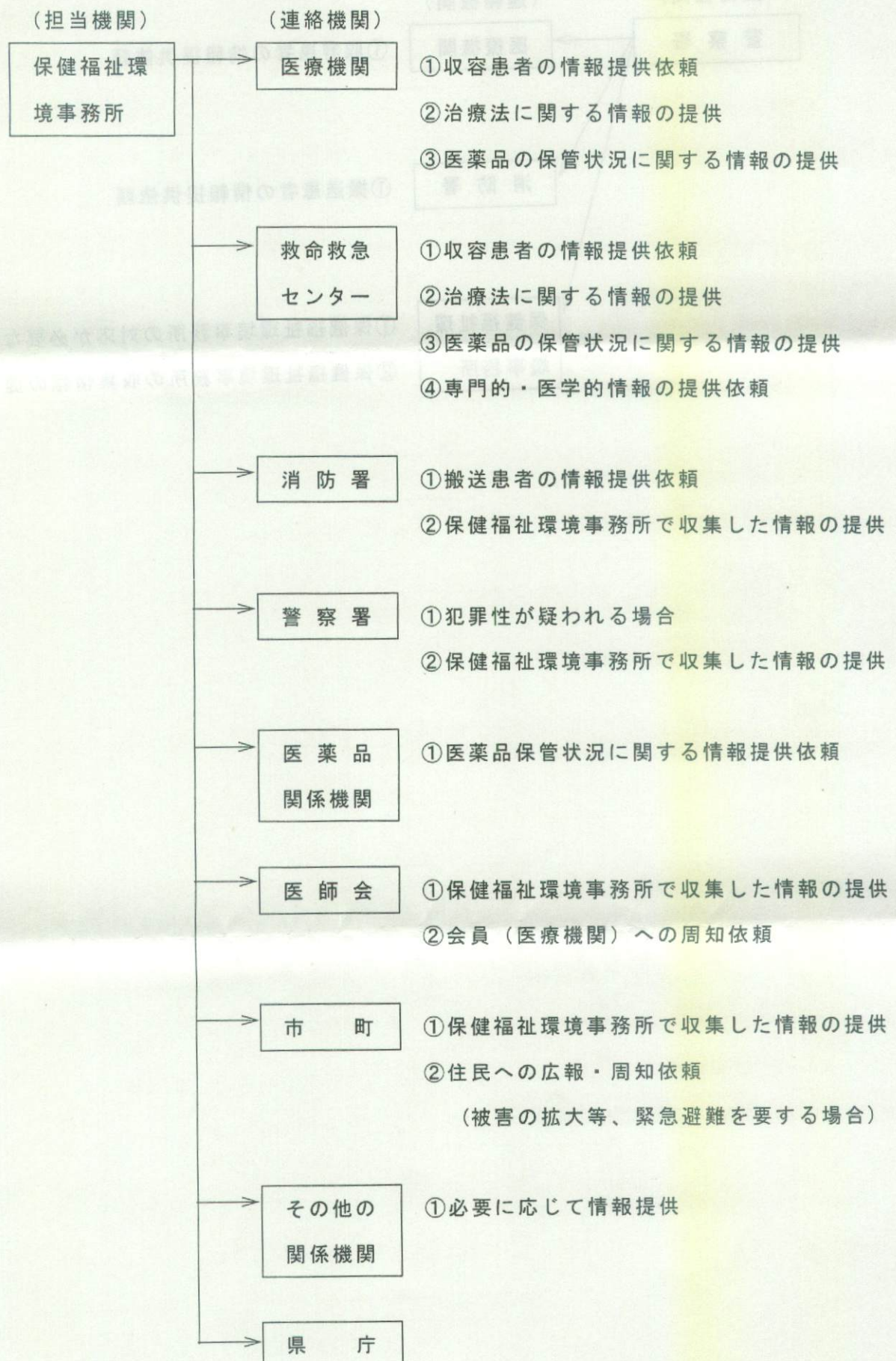
(2) 医療機関



(3) 警察署



(4) 保健福祉環境事務所



健康被害発生連絡票（1枚目）

報告者：所属

氏名

TEL

FAX

報告日時：平成 年 月 日（ 曜日）

午前・午後 時 分

発生場所 (住所、TEL等)			
発生時間	月 日	午前・午後	時 分
患者の症状 (特徴的な症状等)			
患者数	月 日	午前・午後	時 分現在 名
患者搬送先 (病院名、住所、TEL等)			
他の地域での類似症例 (有の場合は発生場所、 患者搬送先等)	無・有	発生場所	
		搬送先	
検 査 体 (有の場合は種類、検査 状況等)	無・有	種 類	食物残渣・吐物・便・尿・血液・その他()
		検査機関	保健福祉環境事務所・保環研・科捜研・その他()
		検査内容 検査結果	
連絡状況 (連絡済み・予定の関係 機関を○で囲むこと)	久留米警察署、小郡警察署、吉井警察署、城島警察署、大川警察署、県警本部 久留米市消防本部、大川市消防本部、三井消防署、浮羽消防署、三猪消防署 久留米医師会、小郡三井医師会、浮羽医師会、大川三猪医師会 久留米保健福祉環境事務所、県庁(保健福祉課、担当課) 久留米大学高度救命救急センター、医薬品卸業協会 久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町、大木町 その他()		
そ の 他			

(次頁 有・無)

健康被害発生連絡票 (枚目)

そ の 他 の 特 記 事 項

(これまでの健康被害および対応の経過など)

[illegible]

各機関連絡窓口一覧（平成17年度）

(NO1)

	組 織 名	電話番号 FAX番号	平日夜間・日祝日連絡先
保 健 所	久留米保健福祉環境事務所	0942-30-1044 37-1973	092-471-0264 トステム株式会社
	時間外直通電話	0942-35-8352	
警 察 署	久留米警察署 生活経済係	0942-38-0110 (電話との切替)	
	小郡警察署 生活安全係	0942-73-0110 (電話との切替)	
	吉井警察署 生活安全係	0943-76-5110 (電話との切替)	
	城島警察署 生活安全係	0942-62-1110 (電話との切替)	
	大川警察署 生活安全係	0944-88-0110 (電話との切替)	
消 防 署	久留米市消防本部	0942-38-5151 32-4603	
	大川市消防本部	0944-88-1145 88-1799	
	三井消防署	0942-72-5101 72-5948	
	浮羽消防署	0943-72-4193 73-2961	
	三潞消防署	0942-62-2185 62-5277	
救命救急 センター	久留米大学高度救命救急センター	0942-35-3311 38-9636	
医 師 会	久留米医師会 事務局	0942-34-4163 39-1822	0943-73-1909 携帯 090-2588-3777 熊谷事務長
	小郡三井医師会 事務局	0942-72-5534 73-1559	0942-72-2236(嶋田病院) 嶋田救急担当理事
	大川三潞医師会 事務局	0944-87-2611 87-1153	0942-62-3100 池田救急担当理事
	浮羽医師会 事務局	0943-75-3379 75-3490	0943-76-5166(澁江整形外科) FAX 76-5191 澁江担当理事
医 薬 品 関 係	福岡県医薬品卸業協会 筑後ブロック 株式会社アステム筑後営業部	0942-32-1182 32-1191	090-5929-1196(営業部長携帯)
県 庁	保健福祉部 企画課企画係	092-651-4101 622-0903	0942-651-4101 FAX 622-0903

(NO 2)

	組 織 名	電話番号 F A X 番号	平日夜間・日祝日連絡先
歯 科 医 師 会	久留米歯科医師会 事務局	0942-32-7063 32-7052, 7071	0942-32-6792 FAX 32-6792 東会長宅
	小郡三井歯科医師会 事務局	0942-72-8770 72-8776	0942-75-3801 FAX 75-3801 井上会長宅
	浮羽歯科医師会 事務局	0943-75-4563 75-4938	0943-77-7611 FAX 77-6898 三浦会長宅
	大川三潞歯科医師会 事務局	0944-33-2215 33-2231	0944-87-0033 FAX 87-0033 原田会長宅
薬剤師会	久留米三井薬剤師会 事務局	0942-44-0330 44-0333	0942-33-3566 友安専務理事宅
	浮羽薬剤師会	0943-75-2073 75-2073	0943-75-2073 FAX 75-2073 江島会長宅
	大川三潞薬剤師会	0942-65-1210 65-1210 (筑水調剤薬局)	0944-87-0576 添島会長宅
市 町	久留米市 健康医療課	0942-30-9033 30-9752	0942-30-9000 市役所常直
	大川市 保健センター健康づくり係	0944-86-8450 86-8464	0944-87-2101 FAX 88-1776 市役所管理人
	小郡市 健康課健康推進係	0942-72-2111 73-4466	0942-72-2111 FAX 73-4466 市当直室
	うきは市 保健課健康対策係	0943-75-3111 75-3114	0943-75-3111 FAX 75-3114
	大刀洗町 健康福祉課保健衛生係	0942-77-2266 77-2205	0942-77-0101 FAX 77-3063
	大木町 健康福祉課健康づくり係	0944-33-2013 33-2016	0944-32-1013 FAX 32-1054